

令和4年度 労働報酬下限額の設定について

1 工事請負契約

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第1号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

工事の請負契約：農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下「公共工事設計労務単価」という。）

ア 労働者等・一人親方

【考えられる方策】

- ① 農林水産省及び国土交通省が令和3年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の47職種については、令和4年度の新宿区労働報酬下限額を、それぞれの単価額から100分の90を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合は、その単価を基に算出する。
- ② 農林水産省及び国土交通省が令和3年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されない職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、令和4年度の新宿区労働報酬下限額を、「タイル工」については「内装工」、「屋根ふき工」については「板金工」、「建具工」については「内装工」、「建築ブロック工」については「石工」の単価から100分の90を乗じて得た額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合は、その単価を基に算出する。

<①説明>

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いる単価であり、農林水産省及び国土交通省が公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、賃金実態を正しく反映させた単価でもある。

平成28年度以降、「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」（以下「要綱」という。）又は「新宿区公契約条例」（以下「条例」という。）に基づく労働報酬下限額（要綱にあつては最低賃金水準額）を、東京都における公共工事設計労務単価の100分の90を乗じて得た額とし、労働者等における適正な労働環境を確保してきた。

労働報酬下限額（最低賃金水準額）を、100分の90を乗じて得た金額とした理由は、仮に公共工事設計労務単価をそのまま労働報酬下限額（最低賃金水準額）とした場合、受注者等が労働者等の技術や経験に応じた賃金差を設ける際、受注者等に負担がかかるおそれがあるためである。

このことを踏まえ、今年度同様、『令和4年度の新宿区労働報酬下限額を、東京都における公共工事設計労務単価の100分の90を乗じて得た額とする』という方策が考えられる。なお、東京都における公共工事設計労務単価の100分の90を乗じて得た金額は以下のとおりである。

（単位：円／1日当たり）

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	22,230	27	普通船員	21,690
02	普通作業員	19,440	28	潜水士	37,260
03	軽作業員	14,040	29	潜水連絡員	26,280
04	造園工	19,440	30	潜水送気員	25,650
05	法面工	24,390	31	山林砂防工	24,210
06	とび工	25,110	32	軌道工	42,030
07	石工	24,570	33	型わく工	23,670
08	ブロック工	22,770	34	大工	23,040
09	電工	23,130	35	左官	24,930
10	鉄筋工	24,840	36	配管工	21,150
11	鉄骨工	23,130	37	はつり工	22,590
12	塗装工	26,280	38	防水工	26,910
13	溶接工	28,170	39	板金工	25,740
14	運転手（特殊）	22,140	40	タイル工	25,200
15	運転手（一般）	18,270	41	サッシ工	23,130
16	潜かん工	27,360	42	屋根ふき工	25,740
17	潜かん世話役	32,220	43	内装工	25,200
18	さく岩工	27,810	44	ガラス工	23,130
19	トンネル特殊工	26,460	45	建具工	25,200
20	トンネル作業員	22,320	46	ダクト工	20,610
21	トンネル世話役	30,240	47	保温工	20,430
22	橋りょう特殊工	27,360	48	建築ブロック工	24,570
23	橋りょう塗装工	28,080	49	設備機械工	20,700
24	橋りょう世話役	32,040	50	交通誘導警備員A	14,040
25	土木一般世話役	22,950	51	交通誘導警備員B	12,510
26	高級船員	27,450			

【参考1】 条例(要綱)に基づく労働報酬下限額(最低賃金水準額)の設定状況

平成22年度～平成26年度	公共工事設計労務単価の100分の <u>80</u> を乗じて得た額
平成27年度	同上 100分の <u>85</u> を乗じて得た額
平成28年度～令和3年度	同上 100分の <u>90</u> を乗じて得た額

【参考2】 公共工事設計労務単価に対する、契約業者(2,000万以上)の労務単価割合

令和3年4月から令和3年10月末まで

案件別平均	契約件数	構成比%	
105%以上	8	17.0	100%以上 27.6
100～105%未満	5	10.6	
95～100%未満	12	25.6	95%以上 53.2
90～95%未満	22	46.8	
計	47	100	

【参考】 令和2年4月から令和3年3月末まで

案件別平均	契約件数	構成比%	
105%以上	16	23.5	100%以上 38.2
100～105%未満	10	14.7	
95～100%未満	8	11.8	95%以上 50.0
90～95%未満	34	50.0	
計	68	100	

【参考3】 令和3年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況

	千代田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	杉並区	足立区	江戸川区	国分寺市	日野市	多摩市
公共工事設計労務単価に対する割合	88%	90%	85%	90%	90%	90%	90%	90%	85%	90%

<②説明>

職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」については、十分な有効標本数が確保できないことから、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない。

令和4年度の新宿区労働報酬下限額については、今年度同様、各職種の内容に近い職種と同様の単価とする。

<②具体的な金額>

1日あたり

職種	左記職種の内容に近い職種	令和4年度新宿区労働報酬下限額(案)
タイル工	内装工	25,200円
屋根ふき工	板金工	25,740円
建具工	内装工	25,200円
建築ブロック工	石工	24,570円

イ 未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下「未熟練工等」という）

【考えられる方策】

未熟練工等における令和4年度の新宿区労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”の100分の70を乗じて得た額とする。

<説明>

公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において対象外として取り扱われる見習い・手元等は、各種の専門の職人の補助的作業・手伝いを行なう作業者となり、東京都における公共工事設計労務単価における職種においては“軽作業員”に近い業務内容となる。このため、見習い・手元等の労働者における令和4年度の新宿区労働報酬下限額については、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”をベースに、今年度同様、100分の70を乗じて得た金額とする方策が考えられる。

<①具体的な金額>

1日あたり

	労働報酬下限額（案）
受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者	10,920円

【参考】令和3年度の都内公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の状況

目黒区	世田谷区	渋谷区	杉並区	足立区	江戸川区	多摩市
東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	職員給与条例に定められた額を勘案	日給1万円を確保できるよう額を設定(1時間あたり1,250円)	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」に90%を乗じて得た額の77% (69.3%)	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	業務委託等の労働報酬下限額とのバランスを考慮し、総合的に決定

※千代田区、国分寺市、日野市については、労働者等と見習い・手元等を分けて設定はしていない。

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第2号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

業務委託契約及び協定：新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号ロに掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

【考えられる方策】

① 業務委託契約及び協定（神奈川県足柄下郡箱根町にある「新宿区立中強羅区民保養所」、山梨県北杜市にある「新宿区立区民健康村」及び長野県北佐久郡立科町にある「新宿区立女神湖高原学園」における協定（以下「郊外施設の協定」という。）を除く。）における令和4年度の新宿区労働報酬下限額は、1時間あたり1,080円とする。

② 郊外施設の協定における令和4年度の新宿区労働報酬下限額は、1時間あたり、各施設の所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

- ・新宿区立中強羅区民保養所（神奈川県）は、1,040円（+28円）
- ・新宿区立区民健康村（山梨県）は、866円（+28円）
- ・新宿区立女神湖高原学園（長野県）は、877円（+28円）

() 内は前年度との比較

<①説明>

新宿区労働報酬下限額は、当該業務に従事する労働者等に対して支払われるべき報酬の下限額としている。また、業務委託等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから、新宿区労働報酬下限額の決定の際には、区職員の技能系高卒程度の初任給である行政職（二）1級19号給をベースに算出される勤務一時間あたりの給与額1,100円が新宿区労働報酬下限額の目標水準と考えている。

また、令和3年度の東京都最低賃金は前年度から28円引き上げられ、1,041円となった。

一方で、令和3年特別区人事委員会勧告においては、特別給の支給割合を0.15月引き下げ、月例給は据え置きとすることとなった。

これらの状況を踏まえ、令和4年度の新宿区労働報酬下限額は、今年度より30円高い1,080円とする考え方がある。

<①具体的な金額>

令和4年度の新宿区労働報酬下限額 ⇒ 1,080円

【参考1】要綱又は条例に基づく最低賃金水準額の推移（新宿区）<各年4月に変更>

設定年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (案)
時間単価 (1時間あたり)	1,020円	1,050円	1,050円	1,080円
前年との差額	+30円	+30円	±0円	+30円

【参考2】最低賃金額の推移(東京都)<各年10月に変更>

発効年月	令和元年10月	令和2年10月	令和3年10月
最低賃金額 (1時間あたり)	1,013円	1,013円	1,041円
前年との差額	+28円	±0円	+28円

【参考3】令和3年人事院勧告の主な概要

- (1) 特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合4.32月分を勘案し、支給割合を0.15月引き下げる（4.30月）。
- (2) 月例給については、民間給与との較差（△19円、△0.00%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定を行わない（据え置き）。

【参考4】令和3年特別区人事委員会勧告の主な概要

- (1) 特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合4.47月分を勘案し、支給割合を0.15月引き下げる（4.45月）。
- (2) 月例給については、民間給与との較差（△94円、△0.02%）が僅少であり、公民の給与はおおむね均衡していると言え、給料表や諸手当の適切

な改定を行うことが困難であることから、改定を行わない（据え置き）。

【参考5】令和3年東京都人事委員会勧告の主な概要

- (1) 特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合4.45月分を勘案し、支給割合を0.15月引き下げる（4.45月）。
- (2) 月例給については、民間給与との較差（△103円、△0.03%）がかなり小さく、公民の給与はおおむね均衡している状況にあることから、改定を行わない（据え置き）。

【参考6】都内公契約条例制定自治体の令和3年度労働報酬下限額の設定状況

	業務委託・指定管理 協定（1時間あたり）	対象となる公契約
千代田区	1,095円～	3,000万円以上
目黒区	1,080円	1,000万円以上
世田谷区	1,130円	2,000万円以上
渋谷区	1,122円	1,000万円以上
杉並区	1,083円	1,000万円以上
足立区	1,094円	9,000万円以上
江戸川区	1,050円	4,000万円以上
国分寺市	1,036円	1,000万円以上
多摩市	1,046円～	1,000万円以上
【参考】23区平均	1,043円	

<②説明>

区は、区民の保養施設（宿泊施設）として、次の3施設を運営しており、これらの施設は指定管理者制度を導入している。1時間あたり

	施設名	所在地	令和4年度 労働報酬下限額 (最低賃金額)
区民保養施設	中強羅区民保養所 「箱根つつじ荘」	神奈川県足柄 下郡箱根町	1,040円
	区民健康村 「グリーンヒル八ヶ岳」	山梨県北杜市 長坂町	866円
区外学習施設	女神湖高原学園 「ヴィレッジ女神湖」	長野県北佐久 郡立科町	877円

区民保養施設及び区外学習施設などの郊外施設が所在する県の令和3年の最低賃金額は表のとおりである。新宿区公契約条例制定以前は、指定管理者制度の中で労働者等に最低賃金額以上の報酬を支払うといった運用をしており、労働者等の労働環境を適正に確保してきた。一方で、各県の最低賃金額は東京都の最低賃金額1,041円より低い。

これらの事情を勘案し、郊外施設における協定の新宿区労働報酬下限額を各県の最低賃金額とする方策が考えられる。